

# 姫路市工事成績条件付一般競争入札試行要綱

平成30年 6月27日

最終改正 令和 5年 6月29日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、優良な工事を施工する業者の受注機会を拡大し、工事の適正な履行及び品質の確保を図ることを目的とする工事成績条件付一般競争入札を試行するに当たり、姫路市制限付一般競争入札実施要綱（平成6年4月1日制定。以下「制限付入札実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 制限付入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により市長が一般競争入札に参加する者の必要な資格を定め、当該資格を有する者により行う当該一般競争入札をいう。
- (2) 市内業者 姫路市契約事務取扱要綱（昭和62年6月20日制定）第5条に規定する市内業者をいう。
- (3) 共同企業体 姫路市建設工事の共同企業体取扱要綱（昭和59年10月25日制定）の規定に基づき結成した共同企業体をいう。
- (4) 工事成績 姫路市検査事務処理要綱（平成29年12月27日制定。）第9条又は姫路市上下水道局検査事務処理要綱（令和4年4月1日制定）第8条の規定により工事ごとに評定した評定点合計をいう。

## (実施対象工事)

第3条 工事成績条件付入札を実施すべき工事は、予定価格が3千万円以上の土木工事に係る制限付入札（市内業者以外の者又は共同企業体に入札参加資格を認めるものを除く。）のうち、姫路市建設工事入札参加者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、市長が決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工事（以下「適用外工事」という。）に係る制限付入札については、工事成績条件付入札を実施しないものとする。

- (1) 単価で契約する工事
- (2) 発掘調査工事

- (3) PC橋梁工事、フェンス工事、交通安全工事、海洋土木工事、管更生工事その他特殊な工法により施工する工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に適用を除外する必要があると認める工事

(評価対象工事)

第4条 工事成績条件付入札に係る評価の対象とする工事は、次に掲げる土木工事（適用外工事を除くものとし、共同企業体が施工した工事である場合は、出資比率が20パーセント以上の構成員として施工したものに限る。）のうち、当該工事の完成時における契約金額が500万円以上で、かつ、姫路市検査事務処理要綱第10条又は姫路市上下水道局検査事務処理要綱第9条の規定による工事成績評定結果の通知を受けたものとする。

- (1) 水道事業に係る土木工事のうち、令和4年4月1日以後に発注したもの
- (2) 水道事業以外の事業に係る土木工事のうち、平成29年4月1日以後に発注したもの

(入札参加資格)

第5条 工事成績条件付入札に参加する者に必要な資格は、制限付入札実施要綱第4条第1項に定めるもののほか、次に掲げる資格のいずれかとする。

- (1) 姫路市優秀工事表彰要綱（平成29年12月27日制定）の規定による優秀工事の表彰（工事成績条件付入札の公告をした日が属する年度以前3年度内（当該公告をした日が4月1日から6月30日までの間である場合は、公告をした日が属する年度の前年度以前3年度内）に受けた評価対象工事に係る表彰に限る。）を受けていること。
- (2) 基準工事成績（工事成績条件付入札の公告をした日が属する年度の前年度又は前々年度（当該公告をした日が4月1日から6月30日までの間である場合は、公告した日が属する年度の前々年度又は前々々年度）に完成した評価対象工事（以下「基準評価対象工事」という。）に係る工事成績の中で最も高い点数と次に高い点数の2件を平均した点数（基準評価対象工事が1件の場合は、その工事成績の点数）をいう。）が78点以上であること。

2 前項各号に掲げる資格は、次の各号のいずれにも該当しない場合にのみ、当該資格を有するものとする。

- (1) 基準評価対象工事に63点以下の工事成績がある者
- (2) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）

の規定による指名停止を受けた者のうち、指名停止の期間の満了後、当該期間と同じくする期間を経過していない者

(3) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当した者のうち、入札に参加させない期間の満了後、当該期間と同じくする期間を経過していない者

3 第1項の必要な資格については、審査委員会の審議を経て、市長が工事ごとに定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年7月1日以降に公告する入札から適用する。

附 則（令和元年6月21日改正）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年6月29日改正）

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日改正）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に発注する土木工事について適用し、同日前に発注する土木工事については、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月29日改正）

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。